

京都市外国籍市民施策懇話会

2006（平成18）年度報告

2007（平成19）年3月

京都市外国籍市民施策懇話会

目 次

1	会議開催状況	1
2	調査・審議内容，提言	
	第1回会議	1
	第2回会議	2
	第3回会議	4
	第4回会議	4
3	資料	
	京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱	6
	京都市外国籍市民施策懇話会第5期委員名簿	7

1 会議開催状況

	日 時	場 所	内 容
第 1 回 会議	平成 18 年 5 月 31 日 (水) 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・第 5 期懇話会で調査・審議 する内容について
第 2 回 会議	平成 18 年 9 月 15 日 (金) 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・留学生の問題について
第 3 回 会議	平成 18 年 12 月 1 日 (金) 午後 2 時から午後 5 時まで	京都産業会 館	・外国人女性が抱える問題に ついて①
第 4 回 会議	平成 19 年 2 月 17 日 (金) 午後 2 時から午後 5 時 30 分 まで	京都市国際 交流会館	・外国人女性が抱える問題に ついて② ・平成 18 年度報告内容につ いて

2 調査・審議内容、提言

(1) 第 1 回会議

ア 座長の選出

新たに就任した 5 人の委員を含む第 5 期委員の互選により、水野直樹委員を座長に選出した。

イ 第 5 期懇話会で調査・審議する内容について

各委員の意見を課題ごとに整理し、第 1 期懇話会から第 4 期懇話会までの提言内容や、市の取組状況を踏まえて、第 5 期懇話会で調査・審議する議題を決定した。また、前期と同様に、議題ごとに担当委員を決め、担当委員の調査報告を踏まえて審議を行うこととした。

(ア) 委員の主な意見

○在日コリアンの世代交代が進み、現在、在日 4 世の子どもたちが日本の学校で学んでいる。子どもたちを取り巻く状況が変化している中で、日本の学校に在籍する「ダブル（二重国籍）」の子どもたちに対する教育を含めた教育の在り方について議論したい。

○民族学校の必要性と、厳しい運営状況について報告したい。

○新たに来日し市内に定住している「ニューカマー」の子どもたちに対する教育の実態について、日本語指導の問題や、教育現場での子どもの名前の扱われ方などを中心に調査し、報告したい。

○外国籍児童・生徒の人権擁護やニューカマーの子どもたちの日本語指導について、現在の市の取組はまだ十分ではないと思うので、問題提起をしていきたい。また、この問題に対して学校の先生や市民団体などがばらばらに活動している状況なので、それぞれの活動を結びつける役割を果たす人が必要である。

○市は様々な取組を行っているが、十分な効果をあげているのかを見直すことも重要であり、日ごろ取り組まれている現場を実際に見て、改善すべき点がないか考えることも必要である。

- 京都市には留学生や就学生が多いが、大学や学校を超えて交流する場がないので、スポーツ大会など、広く交流できる機会を作ることが必要である。
- 外国籍市民が抱える問題を解決するためには、外国籍市民の声が社会に反映されることが重要である。行政や地域社会にもっと外国籍市民が参加し、意見が活かされる仕組みが必要である。
- 来日したばかりの外国人は、どこに行けばどのような情報を得ることができるのか分からず、制度を知っていれば解決できる問題でさえも、抱え込んでしまっていることがある。
- 京都市で数年暮らしているが、多言語による「京都市生活ガイド」が配布されていることを初めて知った。多言語で情報を提供していても、それを外国籍市民が知らないのでは意味がないため、どこで情報を得ることができるのかも周知することが必要である。
- 外国人の母親は地域社会や保育所などで孤立するなど悩みを抱えていることが多く、サポートする方法を考えていきたい。
- 地域社会の中で、外国籍市民が問題を共有する場がない。誰でも気軽に参加することができる交流の拠点が必要であり、区役所や公民館、児童館など公共施設を利用して何らかの仕組みを考えることができないか。
- 今後、日本の労働力人口が大幅に減少していく中で、外国人労働者が増加すると思われるので、ニューカマーの労働問題等について報告したい。

(イ) 第5期懇話会の議題

①留学生の問題

(留学生の交流機会の充実、留学生の生活支援など)

②外国人女性が抱える問題

(子育て支援、外国人女性をサポートする仕組みづくりなど)

③多文化共生のための地域づくり

(外国籍市民の地域社会への参加を促進する仕組みづくり、情報提供の充実など)

④教育問題

(民族学校など外国人学校の問題、日本の学校で学ぶ外国籍の子どもの問題など)

(2) 第2回会議

議題：留学生の問題について

京都市には、大学などで学ぶ留学生が多く暮らしており、その数は5年前に比べて約3割以上増加している。留学生は、日常生活やイベント等における交流を通じて、市民に外国の言葉や文化に触れる機会を提供するなど、市民の国際理解を促進する上で重要な役割を果たしている。また、将来にわたって、それぞれの母国と日本との友好関係を発展させる懸け橋となる貴重な存在である。

しかし、言葉や経済的な問題など、日常生活において問題を抱えている留学生も少なくない。

第2回会議では、すべての留学生が、京都で安心して勉学に励み、暮らすことができるためには、どのような支援が必要なのかについて議論した。

委員の主な意見

- 「京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業」の申請者が少ないのは、制度の認知度が低いことが原因だと思う。制度の周知をもっと十分に行うべきである。
- 住宅やアルバイトの確保は、留学生が生活するうえで大変大きな問題である。それらの有効な情報を留学生に提供する役割を果たす窓口が必要である。
- 留学生の生活に関する情報を提供できる窓口について、市は国など他の機関とも連携しながら考えていくべきである。
- 各大学は、学生にアルバイト情報を提供しているが、留学生が応募しても外国人というだけで採用されないことがある。
- 各大学が情報を整理し、留学生を対象としたアルバイト情報を提供すれば、留学生はアルバイト先をより探しやすくなるだろう。
- 留学生には、生活で生じた問題の解決方法が分からず、精神的な問題にまで追い詰められてしまう者もいる。大学や地域社会で、留学生が気軽に相談できる窓口が必要である。
- 生活資金に困ってアルバイトをする必要がある留学生を一人でも減らすため、奨学金制度はとても有効だと思う。
- 日本語学校等で学んでいる就学生は、留学生と比べて支援制度において格差があり、生活は大変厳しい状況である。

京都市は、国民健康保険料の補助事業や、(財)京都市国際交流協会による就職支援や住宅情報の提供事業など、留学生への生活支援を行っているが、留学生の中にはこのような制度や事業の存在を知らない者も多く、また、経済的な理由からアルバイトをしたくても適当な求人情報を探すことが難しいなど、留学生が必要とする情報を的確に得られていない状況がある。

一方、日本語学校などで学んでいる就学生の中にも、生活が大変厳しく支援を必要とする学生が多く居る。

提言

- ① 市や財団法人京都市国際交流協会が行っている留学生に関わる様々な制度や事業などの情報が、各大学を通じて留学生に確実に伝わるよう、情報提供の充実に努めること。
- ② 各大学や他の関係団体等と連携して、アルバイト情報や住宅情報など、留学生が生活において必要とする情報を容易に入手できる環境整備に努めること。
- ③ 大学等高等教育機関への進学を目的としている多くの就学生が、安心して勉学に励むことができるよう、日本語学校等と連携しながら生活支援の在り方を検討すること。

(3) 第3回会議

議題：外国人女性が抱える問題について①

日本における国際結婚は、平成17年は41,481件と10年前に比べて約1.5倍に増加しており、その中で、妻が外国人の場合は約8割を占めている。

第3回会議では、日本人と結婚し、日本で暮らしている外国人女性が抱える問題、また、子育てをしている外国人女性が抱える問題について議論した。

また、審議の参考とするため、会議の冒頭に、1991年から多言語による電話相談を実施している「京都YWCA・APT」の方から、外国人女性を取り巻く状況について報告を受けた。

委員の主な意見

○外国人女性が家庭生活を送るうえで、言葉や文化の違いは大きな障壁となる。日常会話だけでなく読み書きにも重点を置いた日本語講座や、日本の習慣や制度が学べる生活講座の実施が必要である。

○近所付き合いや地域の習慣等について、気軽に相談できる日本人女性のボランティアバンクがあればいい。

○病気や障害のある子どもを育てる場合は、行政等による支援が不可欠だが、日本語ができない外国籍の母親にとって、日本の福祉制度を理解することは難しく、また必要とする情報を得ることも難しい状況にあり、利用できる支援を受けることなく一人で思い悩んでいる場合が多い。

○地域における子育て支援体制の中で、言葉や文化の違いを持つ外国籍市民の存在が十分に認識されることが必要である。

○多言語による生活情報の提供については、新たな手段を考えるだけでなく、すでに外国語で配布している情報誌の内容を充実させることも必要である。

○行政は、地域で活動する他の団体との横の繋がりを強化し、情報を交換しながら問題の解決に取り組むことが必要である。

○国際交流会館で実施されている外国籍市民のための生活相談や日本語教室のような取組が、区役所など地域の施設において実施されれば、より多くの人ができるようになる。

○地域住民に外国籍市民が共に暮らしているという意識をもっと持ってもらうよう、ポスターなどを活用した啓発が必要である。

○それぞれの地域に外国籍市民が気軽に利用できる交流の拠点があれば良いと思う。

(4) 第4回会議

議題：外国人女性が抱える問題②

第3回に引き続き、外国人女性が抱える問題について審議した。今回は特に、言葉や文化の違いを持つ外国人の母親が、孤立することなく、安心して子育てができる状況になるには、行政としてどのような支援をしていくことが必要なのかを議論した。

また、第2回から第4回まで審議した内容を振り返り、今年度、懇話会から報告する内容について意見交換を行った。

委員の主な意見

- こどもみらい館や児童館など子育て支援の施設において、子育てに関する講座や相談など多彩な事業が実施されているが、外国人の母親が参加した場合、言葉や習慣の違いから他の母親とうまくコミュニケーションをとることが出来ずに孤立してしまうことも多いため、ボランティア通訳を配置するなど、疎外感を感じることがないように配慮する必要がある。
- 子育てにおいて悩みや不安を抱える外国人の母親が、母語で気軽に相談できる窓口が必要である。
- 日本社会で外国人の母親が安心して子育てをするためには、母親が日本語を習得することが重要であり、子育て中であっても参加しやすいよう、各地域において日本語講座が実施されれば良いと思う。
- 子育て支援施策を考えるうえで、外国人の母親を対象とした取組を考えるだけでなく、他の保護者の国際意識を深める取組も取り入れてほしい。
- 子育て支援に関わる職員は、言葉や文化の違いを持つ子どもがいるということを常に意識して取り組んでほしい。
- 保育所や児童館など子育て支援の施設において、外国の遊びを取り入れるなど、子どもたちに異文化理解を深める機会を積極的に取り入れてほしい。
- 国際交流協会の通訳ボランティアを子育て支援の施設に派遣する仕組みを作るなど、それぞれの機関が連携して外国籍市民の子育てをサポートしていくことが必要である。

京都市では、多言語によるパンフレットやホームページの作成や、国際交流会館において生活相談や暮らしに役立つ日本語講座の実施など、言葉や生活習慣の違いが安心して暮らすことができるよう取組を進めているところであるが、家庭生活や子育てを担っている外国人女性の中には、地域社会で生活する上で必要となるルールや日本の習慣等について十分に理解できないため、地域住民や他の保護者とうまくコミュニケーションが図れないなど、悩みや不安を抱えている者も多く、今後、より極め細やかな情報提供や、地域におけるサポートの仕組みが求められる。

提言

- ① 京都市国際交流会館で実施している日本語講座や生活相談を地域の施設で実施するなど、より身近な各地域において外国籍市民の生活を支援する取組を検討すること。
- ② 日本語を母語としない外国籍市民が安心して子育てができるよう、子育てに関する多言語による情報提供の充実や相談の仕組みづくり、他の保護者と交流する機会の拡充に努めること。
- ③ こどもみらい館、児童館、保育所、福祉事務所などの子育て支援に関わるすべての関係者に対し、言葉や文化の違いを持つ子どもや保護者についてより理解を深めることができるよう啓発に努めること。

京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査し、又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、京都市外国籍市民施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 外国籍市民施策に関すること。
- (2) その他市長が必要とする事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。

3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者から選出することとし、委員の資格及び方法は、総務局長が定める。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。

6 委員は、特定の国、民族及び地域等の外国籍市民を代表するものではない。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。

5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、平成12年3月31日までとする。

(経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

京都市外国籍市民施策懇話会第5期委員名簿 (敬称略)

	氏 名	職名又は国籍 (出身地)
指名委員	井戸洋 (イド・ヒロシ)	京都新聞社論説委員
	高田光治 (タカダ・ミツハル)	京都ユースホステル協会ユースホステル部長
	朴実 (パク・シル)	東九条マダン実行委員長
	リリアン・テルミ・ハタノ ※	甲南女子大学助教授
	水野直樹 (ミズノ・ナオキ) ◎	京都大学人文科学研究所教授
公募委員	成大盛 (ソン・テソン)	[韓国・朝鮮]
	孫美幸 (ソン・ミヘン) ※	
	劉仙姫 (ユウ・ソンヒ) ※	
	褚英明 (チュウ・エイメイ)	[中国]
	趙没名 (チョウ・メイミン) ※	
	ムッサ・アダマ・デンベレ	[マリ]
	ハッカライネン・ハヤサキ・ニーナヘレナ ※	[フィンランド]

◎は座長, ※は女性委員

○任期は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間

○指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱

○公募選出委員は外国籍市民から公募により選出